3 平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

市民課

監査の結果

平成23年度の時間外勤務・休日勤務の状況(注)について、時間外勤務手当・休日勤務手当の支給対象となる戸籍・管理担当の職員(臨時職員等を除く。)6人のそれぞれの時間外勤務等時間数を見ると、37時間(1か月当たりの平均時間外勤務等時間数:7.4時間)から260時間(同:52.0時間)までの偏りがあるため、所属長は、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、時間外勤務等の必要性を十分に見極め、一層の時間外勤務等の縮減、職員間の時間外勤務等の平準化に取り組まれたい。

(注) 平成 23 年 10 月の監査委員質疑に係る資料(同年 8 月末日現在) による。

措置の内容

窓口業務の委託及び業務分担の見直しにより、平成25年度における企画管理担当の職員(臨時職員等を除く。)の時間外勤務等時間数(平成25年10月末日現在)は、最も少ない職員で44時間(1か月当たりの平均時間外勤務等時間数:6.2時間)、最も多い職員で118時間(同:16.9時間)となり、時間外勤務等の縮減及び職員間の時間外勤務等の平準化を行うことができた。

(2) 出資団体(所管部局)

株式会社津センターパレス(商業振興労政課(商業労政振興課(当時)))

監査の結果

株式会社津センターパレスは、中心市街地の賑わい創出等を目的として、昭和53年に津市(当時)、大手小売業者等の出資により設立され、主に不動産の賃貸・管理に関する業務を行っている。同社の第34期の決算の状況を見ると、営業利益は1億1,950万円を計上する一方、借入金、預り敷金等の支払利息が生じる負債(これを「有利子負債」という。)が営業キャッシュフロー(営業活動により得られた現金等の収支の状況をいう。)に占める割合を示す営業キャッシュフロー有利子負債倍率は57.1倍(同社調べ)となり、一般的に安全性を計る水準の10倍を大きく超えていることから、過剰債務の可

能性が高いことを懸念するものである。

そして、営業収益である賃貸収入(第34期決算:4億8,692万円)のうち、市が設置している東分庁舎その他の公共施設に係る賃貸収入が63.7パーセントを占めるという状況の中で、同分庁舎内の商工観光部、スポーツ文化振興部等が新たな執務場所に移転する予定があるなど、今後の収益力の低下が懸念されるため、同社は、市からの賃貸収入に依存しない経営基盤の確立を目指し、長・中期的な経営改善計画を策定の上、これを着実に推進するなど、一層の経営改善に取り組むことが必要であると考える。

一方、市は、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」 (平成21年6月総務省)を踏まえ、津市行財政改革中期実施 計画において、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り 組んでいるところであるが、商業労政振興課は、同社の経営状 況、資産・債務の状況を踏まえて、同社による事業の経済的・ 社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関 与の在り方について、所管課としての方針を決定されたい。

措置の内容

株式会社津センターパレスについては、株式会社ダイエーが 債権及び株式を第三者に譲渡したことにより、同社が設定して いた津センターパレスビルの土地・建物への抵当権も抹消とな り、また、残った債務にも有利な条件を設定することができ、 債務構造が改善された。さらに、中央公民館や老人福祉センタ ー、児童館、障がい者相談支援センターなどの津センターパレ スビルへの移転整備における津市への売却収入を返済に充て ることにより財務体質も改善された。